○大隅肝属広域事務組合職員の給与の支給等に関する規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第12号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の給与の支給等に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第12号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日規則第８号

大隅肝属広域事務組合職員の給与の支給等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成 21 年大隅肝属広域事務組合条例第 21 号）第３条の規定により準用する鹿屋市職員の給与に関する条例（平成 18 年鹿屋市条例第 53 号）の規定及び大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 21 年大隅肝属広域事務組合条例第 18 号）の施行について、別に定めるものを除くほか、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の支給）

第２条　管理職手当及び特殊勤務手当を除くほか、職員の給与の支給に関しては、鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年鹿屋市規則第 47 号）の例による。

（管理職手当）

第３条　管理職手当を支給する職は、別表第１に掲げる職とし、その職にある職員に支給する管理職手当の月額は、別表第１に掲げる職欄の区分に応じ、別表第２の管理職手当の額の欄に定める額とする。

２　前項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関しては、鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成 18 年鹿屋市規則第 53 号）の例による。

（特殊勤務手当）

第４条　特殊勤務手当の種類は、火葬手当とする。

第５条　火葬手当は、火葬に従事する職員に支給する。

２　前項の手当の額は、１月につき15,000円とする。

３　特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

組織	職	区分
事務局	事務局長	１種
	総務介護課長	２種
	環境衛生課長	２種

別表第２（第３条関係）

職務の級	区分	管理職手当の額
７級	１種	59,800円
６級	２種	42,500円